

平塚市監査委員	高梨 秀美
同	井澤 郁人
同	片倉 章博
同	金子 修一

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和2年度の財務監査

市長室	秘書課、広報課
公営事業部	事業課
まちづくり政策部	交通政策課
行政委員会等	選挙管理委員会事務局

2 監査の実施期間

令和3年5月17日から6月30日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
 - 契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

市長室

(1) 秘書課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、随意契約における適用条項誤りがあったので、平塚市契約規則等に則り、適正な事務の執行に努められたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 広報課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、調定時期の誤りがあったほか、契約事務において、随意契約における適用条項誤りがあったので、平塚市財務規則等に則り、適正な事務の執行に努められたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

公営事業部

(1) 事業課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務等において、還付に伴う減額調定手続き漏れや、歳出事業誤り及び歳出科目誤りがあったほか、契約事務においては、庁内における契約依頼手続き漏れや賃貸借契約での保証人の保証限度額について、契約書類不備が散見されたので、平塚市財務規則等に則り、適正な事務の執行に努められたい。

なお、事務処理件数が多いことは承知しているが、収入事務等に係る指摘が続いており、特に競輪事業を実施する部署でもあることから、財務規程等を着実に履行されるよう併せて指導を徹底されたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
平塚競輪場	令和2年度に実施した建築基準法第12条の定めに基づく点検において、外壁タイルの浮き、椅子取付金具に発錆、電気配線の劣化・発錆など、改善を要するとされたものが50か所あり、うち修繕予定を含む未対応の部分が18か所あった。

まちづくり政策部

(1) 交通政策課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、随意契約における適用条項誤りがあったので、平塚市契約規則等に則り、適正な事務の執行に努められたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
鈴川第2自転車・バイク駐輪場 南金目駐輪場 しのめ橋自転車・バイク駐輪場	良好に管理されていた。

行政委員会等

(1) 選挙管理委員会事務局

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

以 上